

# 令和4年度 第5回 I T活用検討委員会次第

日時：令和5年1月31日(火) 9:00～  
場所：議事堂第5委員会室

## 1 開 会

## 2 協議事項

議会における I T活用の推進について

- ・ オンライン委員会の実施に係る規定整備方針について  
(委員会条例の一部改正、オンライン委員会運営要綱の制定)
- ・ 貸与タブレット端末使用基準の制定について
- ・ タブレット端末の本会議等への持ち込みについて  
(先例の改正)
- ・ タブレット端末の回収及びリカバリ (初期化) について
- ・ Box の利用について

## 3 その他

## 4 閉 会

### <資料>

- ・ 資料1 オンライン委員会実施に係る規定整備方針について
- ・ 資料2 富山県議会貸与タブレット端末使用基準
- ・ 資料3 タブレット端末の本会議等への持ち込みについて
- ・ 資料4 タブレット端末の回収及びリカバリ (初期化) について
- ・ 資料5 Box の利用について

## オンライン委員会実施に係る規定整備方針について

### 1 オンライン委員会の開会事由

#### (1) 趣旨

先行都府県が委員会条例等に定める開会事由とその規定状況、開会実績は次のとおり。

③育児、介護を明記する議会は少数で、包括規定のもとに個別判断とする例も一定数ある。

開会事由 (参集困難な事由)	該当する議会数 (19 地方議会中)		
	条例規定	開会実績	当該事由は 対象外
① 重大な感染症のまん延防止	19	8 (濃厚接触、無症状陽性等)	—
② 大規模な災害の発生	16	0	1
③ 育児、介護等の個別事由	4	1 (出産育児)	11
(包括規定) その他の事情、事由	14	1 (家族の看護)	5

※令和 4 年 11 月末時点において規定整備済みの 19 地方議会について、条例、電話照会等で確認。

育児・介護については、会議規則に定める欠席事由でもあり、感染症、災害等の社会的影響の大きい事象に比べると、オンライン開会の「やむを得ない」事由と認めるには、個別具体の事情を考慮したうえでの、より厳格な運用が求められることから、

本県では、条例に規定する開会事由は①、②とし、そのほかの個別事由等については、「その他のやむを得ない事由」との包括規定により、個別具体の事情と委員会の適切かつ効率的な運営等を勘案して、個別に判断することとする。(育児、介護は事由として想定)

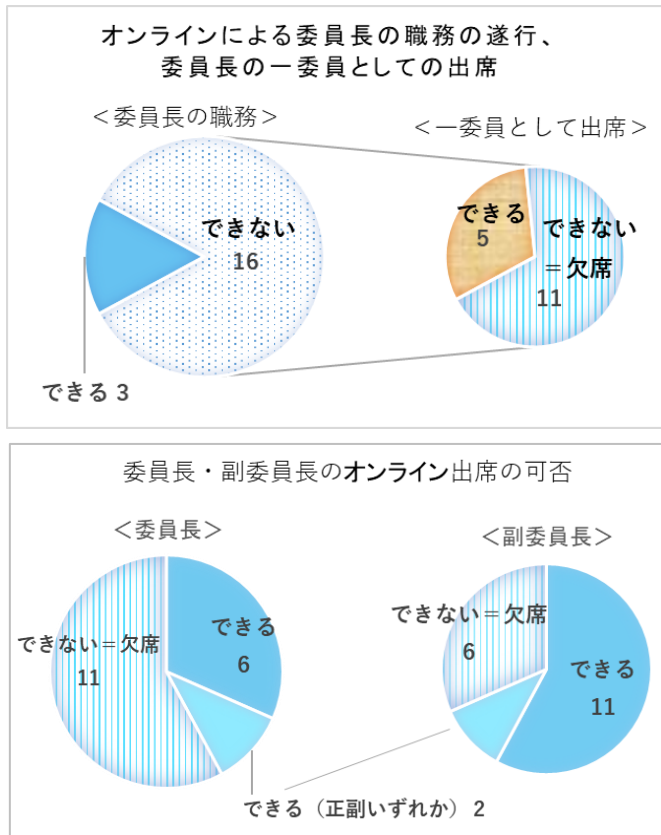
#### (2) 委員会条例における規定

第 10 条 (招集) のあとに第 10 条の 2 (開会方法の特例) を新設し、第 1 項に開会事由を規定する。

規 定 案	備考
<p>第 10 条の 2 委員長は、<u>重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生その他のやむを得ない事由により、委員が委員会の開会場所に参集することが困難と判断される場合において、適切かつ効果的な委員会の運営のため必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法 (以下「オンラインの方法」という。) を活用した委員会 (以下「オンライン委員会」という。) を開会することができる。</u></p> <p>2 前項の規定によりオンライン委員会を開会する場合において、委員は、オンラインの方法により委員会に出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 (以下略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事由 …重大な感染症、大規模災害、その他 (包括規定)</li> <li>・必要性を鑑みる旨、規定</li> <li>・委員長の許可制</li> </ul>

## 2 委員長、副委員長のオンライン出席等の取り扱い

(1) 先行都府県の状況 (図中の数値は該当の地方議会数。令和5年1月電話照会。)



### ・委員長の職務の遂行

8割超の議会が、安定的な委員会運営の観点等からオンラインでは「できない」とし、委員長が委員会室に出席できない場合は、

### ○委員長の職務代行：

委員会室出席の副委員長（又は年長委員）

### ○委員長の一委員としてのオンライン出席：

「できない（欠席扱い）」が半数超（69%）。

理由：「委員長の職務を行わずに出席することが想定されていない」「委員会室への出席が原則なので限定的に運用」など。

「できる」とする議会も、「意見を述べることはできる」が、「議決への参加は想定していない」との見解。

### ・正副委員長のオンライン出席

委員長 … 「できる」半数未満（42%）

副委員長… 「できる」半数超（58%）

## (2) 委員長の職務の遂行

委員長の職務（出席確認、通信不良時の判断、表決等）については、その確実な遂行を担保するため、委員会室に出席してのみ行うものとする。

○委員長（又は正副委員長）が委員会室に出席できない場合

委員長の職務を執りえないとき

…委員会条例第7条（委員長の職務代行）における「事故があるとき」とみなし、委員会室に出席する副委員長（又は年長委員）が委員長の職務を行う。

富山県議会委員会条例（抄）

第7条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長にともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

## (3) 正副委員長の一委員としてのオンライン出席の可否

委員長： 委員会の議事整理及び秩序保持権を持つ者として選任されており、その職務を行わず出席することは委員会条例上想定されていないため、条例解釈の困難性から、当面、オンライン出席は「できない」ものとする。

⇒ 委員長が議決に加わることは、予定されていない。（委員席での発言は認められるが、発言が終わったあとは（討論をしたときは当該案件の議決のあとに）委員長席に復さなければならない。）

※ オンライン出席の委員長は議決には加わらないとした場合、出席委員のうち委員長が議決に加わらないこととなり、議決の基準である「出席委員の過半数」の定義に疑義が生じる。

副委員長： 職務代行を行わない場合は、一委員として発言し、議決に加わる立場であることから、オンライン出席は「できる」ものとする。

オンライン委員会実施に係る委員会条例の一部改正（新旧対照表）

現 行	改 正 案	備 考
<p>(招集)</p> <p>第 10 条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 略（最初の招集は、議長が招集）</p> <p>3 略（委員の 1/3 以上の請求で招集）</p> <p>(中略)</p> <p>(秘密会)</p> <p>第 15 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p>	<p>(招集)</p> <p>第 10 条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 略（最初の招集は、議長が招集）</p> <p>3 略（委員の 1/3 以上の請求で招集）</p> <p><u>(委員会の開会方法の特例)</u></p> <p><u>第 10 条の 2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生その他のやむを得ない事由により、委員が委員会の開会場所に参集することが困難と判断される場合において、適切かつ効果的な委員会の運営のため必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインの方法」という。)を活用した委員会(以下「オンライン委員会」という。)を開会することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定によりオンライン委員会を開会する場合において、委員は、オンラインの方法により委員会に出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の許可を得てオンラインの方法により委員会に出席した委員は、次条(定足数)、第 12 条(表決)第 1 項、第 13 条(委員長及び委員の除斥)及び第 25 条(記録)の出席委員とする。</u></p> <p><u>4 オンライン委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(秘密会)</p> <p>第 15 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、第 10 条の 2 第 1 項の規定によるオンライン委員会は、秘密会とすることができない。</u></p>	<p><b>特例条項新設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事由…重大な感染症、大規模災害、その他（包括規定）</li> <li>・必要性を鑑みる旨、規定</li> <li>・委員長の許可制</li> <li>・「出席委員」として条例が適用される旨の明記</li> </ul>
		<p><b>但し書きの追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン委員会は秘密会をすることができないものとする</li> </ul>

現 行	改 正 案	備 考
<p>(中略)</p> <p>第 22 条 略 (公述人の発言)</p> <p>第 23 条 略 (委員と公述人の質疑)</p> <p>第 24 条 略 (代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>(参考人)</p> <p>第 24 条の 2 委員会が参考人の出席を求めようとするときは、議長を経なければならない。</p> <p><u>2</u> 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p><u>3</u> 前 3 条の規定は、参考人について準用する。</p>	<p>(中略)</p> <p>第 22 条 略 (公述人の発言)</p> <p>第 23 条 略 (委員と公述人の質疑)</p> <p>第 24 条 略 (代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>(参考人)</p> <p>第24条の 2 <u>委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、参考人の出席 (オンラインの方法による出席を含む。以下同じ。) を求め、その意見を聴くことができる。</u></p> <p><u>2</u> 委員会が参考人の出席を求めようとするときは、議長を経なければならない。</p> <p><u>3</u> 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p><u>4</u> 前 3 条の規定は、参考人について準用する。</p>	<p>参考人にはオンライン出席を含めた出席を求めることができる旨の条項を追加</p> <p>・以下、第 2 項以降の項番を順送り</p>

## 富山県議会オンライン委員会運営要綱（案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、富山県議会委員会条例（昭和31年富山県条例第37号。以下「条例」という。）第10条の2第1項の規定によるオンライン委員会の運営に関し、同条第4項の規定に基づき、表決の方法その他必要な事項を定めるものとする。

### （オンライン出席委員の責務）

第2条 オンラインの方法により委員会に出席する委員（以下「オンライン出席委員」という。）は、現に委員会室にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像と音声の送受信により委員会室の状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
  - (2) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。
  - (3) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。
- 2 委員は、第1項の責務を果たすために、イヤホン、マイク、ヘッドセット等を使用することができるものとする。
- 3 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

### （オンライン委員会の開会）

第3条 オンライン委員会の開会を求める委員は、原則として、オンラインによる出席を希望する日の2日前の午後1時まで、オンライン委員会開会請求書（様式第1号）を委員長に提出しなければならない。この場合において、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する休日（以下、「県の休日」という。）は、日数に算入しない。

- 2 委員長は、条例第10条の2第1項に該当すると認めるときは、オンライン委員会の開会を決定するものとする。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長及び各会派代表者の意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、前項の決定をしたときは、所属委員に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

### （オンラインによる出席の申請）

第4条 前条第3項の通知を受け、委員会にオンラインによる出席を希望する委員は、原則として、オンラインによる出席を希望する日の1日前（県の休日は、日数に算入しない。）の午後1時まで、オンライン出席申請書（様式第2号）を委員長に提出しなければならない。ただし、前条第1項による請求書を提出した委員は、当該提出をもってこれに代えるものとする。

- 2 委員長は、前項の申請書を提出した委員の委員会室への参集が困難であると認める

ときは、これを許可するものとする。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長及び各会派代表者の意見を聴くことができる。

(委員長のオンライン出席の取扱い)

第5条 委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンラインの方法により委員会に出席することができない。

- 2 委員長が委員会室に出席できないときは、委員会室に出席する副委員長が委員長の職務を行うものとし、委員長及び副委員長がともに委員会室に出席できないときは、委員会室に出席する年長委員が委員長の職務を行うものとする。

(オンライン出席委員)

第6条 委員長は、オンラインの方法により委員会に出席しようとする委員について、本人の映像と音声を確認できる場合に限り、条例第10条の2第3項に規定する出席委員と認めるものとする。

- 2 委員長は、オンライン出席委員の映像又は音声のいずれかに通信障害が発生したものと認めるときは、当該委員が離席したものとみなす。

(表決の方法等)

第7条 委員長は、表決をとろうとするときは、オンライン出席委員の賛否を挙手と発言により1人ずつ確認した後、委員会室に出席している委員の賛否を挙手により確認し、オンライン出席委員の賛否と合算して多少を認定するものとする。

- 2 委員長は、問題について異議の有無を諮るときは、オンライン出席委員及び委員会室に出席している委員に同時に行うものとする。
- 3 表決宣告の際、前条第1項の状態が確認できないオンライン出席委員は、表決に加わることができない。
- 4 オンライン委員会においては、投票による表決を行うことができない。

(秩序保持に関する措置)

第8条 オンライン出席委員が条例第18条第2項に規定する状況にあるときは、委員長は、回線の遮断等により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

(疑義の協議)

第9条 オンライン委員会の運営に関して疑義が生じた場合は、議会運営委員会で協議して議長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 富山県議会貸与タブレット端末の試行導入に係る基本方針使用基準

### 1 端末の貸与

- (1) 管理者（議会事務局）は、全ての議員に対し、在任期間中、県の備品であるタブレット端末（1人当たり1台）を貸与する。
- (2) 議員は、貸与されるタブレット端末を、紛失、盗難、破損又は故障が発生しないよう適切に管理しなければならない。

### 2 端末の利用範囲等

- (1) 議員は、端末を議会活動（富山県議会議事堂外の活動を含む。）に使用するものとする。
- (2) 議員は、次に掲げる会議において、電磁的記録の閲覧、作成若しくは保存又は映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするため、使用することができるものとする。
  - ① 本会議、予算特別委員会
  - ② 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会
  - ③ ~~正副委員長会議及び全員協議会~~協議又は調整を行うための場
  - ④ その他、議長が必要と認める会議

### 3 会議において使用できる機能

- (1) 審議経過の記録や発言原稿作成のためのワードプロセッサ機能
- (2) 議事に関する資料の閲覧
- (3) 議事に関する資料の検索を目的とするインターネットサイトの閲覧

### 4 会議に際しての注意事項

- (1) 外部との通信（メール、ソーシャルメディアの利用等）・通話を行わないこと。
- (2) 撮影、録音、録画、配信を行わないこと。
- (3) 会議とは関係ない目的で利用しないこと。
- (4) 音声又は操作音を発するなど、会議の進行に支障とならないよう配慮すること。
- (5) 画面表示が第三者の目に触れることがあるため、個人情報等の配慮を必要とする情報の取扱いに注意すること。
- (6) 議員が、前各号に掲げる行為を行ったときは、議長又は会議の長が注意を行うものとし、当該注意によっても行為が改められない場合は、タブレット端末の使用を停止させることとする。

### 5 端末の管理等における遵守事項

- (1) 端末を自己の責任を持って管理しなければならない。
- (2) 端末を第三者に使用させ、又は譲渡若しくは貸与してはならない。
- (3) 貸与時に端末本体に設定されているパスワード等を変更してはならない。
- (4) 議会活動に必要なアプリケーションソフト（会派で使用するアプリケーションソフト、プリンタドライバ等を除く。）を端末にインストールしようとするときは事前に議長に届出なければならない。なお、インストールしたアプリケーションに起因する事故等が発生した場合は、まずは、議員がその責任を負うものとする。
- (5) 会議前の充電や、貸与時の機能を損なわないよう、必要な維持管理、アップデート等を行わなければならない。
- (6) 他者の個人情報を端末の記憶領域に保存してはならない。  
議員が作成し端末に保存したデータについては、議員において定期的にバックアップを行わなければならない。
- (7) 情報の外部との送受信に際しては、端末での情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に留意し、細心の注意を払わなければならない。

### 6 事故等への対応

議員は、タブレット端末を紛失等したときは、ただちに議会事務局へ連絡しなければならない。



## タブレット端末の本会議等への持ち込みについて

## 1 趣旨

議員や説明員がタブレット端末やパソコンを本会議等に持ち込むことについては、今年度は試行期間中として、先例の例外的取扱いとし運用しているが、次年度からの本格実施に向け、先例の見直しを行うもの。

## 2 改正内容

現行	改正案	備考
<p>本会議及び委員会等への携帯電話、スマートフォン及びパソコン（タブレット端末等を含む。）</p> <p>の持ち込みは自粛する。</p> <p>ただし、やむを得ず持ち込む場合（電話やメールを受信する必要がある場合に限る。）は、会議中、着信音が鳴らないよう十分留意するとともに、衣服ポケットに収納するなどにより、机の上に置かないこととする。</p> <p>（平成25年3月25日 議運申し合わせ）</p>	<p>本会議及び委員会等への携帯電話、スマートフォン、パソコン等（議会で導入したタブレット端末及び説明員のパソコン等は除く。）の持ち込みは自粛する。</p> <p>ただし、やむを得ず持ち込む場合（電話やメールを受信する必要がある場合に限る。）は、会議中、着信音が鳴らないよう十分留意するとともに、衣服ポケットに収納するなどにより、机の上に置かないこととする。</p>	<p>従来、括弧内で示したタブレットは、パソコン等と記載し、議会で導入したタブレット端末及び説明員のパソコン等を除くことを規定</p>

## 3 今後の予定

2月定例会中の議会運営委員会において協議の上、議運申し合わせとして決定する。